

## 埼玉県博物館等の博物館実習生受入要領

昭和52年4月 1日教育長決裁

昭和60年4月 1日一部改正

昭和63年1月20日一部改正

平成 3年5月21日一部改正

平成11年3月 4日一部改正

平成14年2月15日一部改正

平成18年1月 4日一部改正

### 1 趣旨

この要領は、埼玉県立の歴史と民俗の博物館、史跡の博物館、自然と川の博物館、近代美術館及び文書館（以下「博物館等」という）において行う博物館実習について、必要な事項を定めるものとする。

### 2 実習申し込みの受付

（1）実習申し込みは、次の区分に従いそれぞれの博物館等で受け付ける。

|           |                    |
|-----------|--------------------|
| 歴史と民俗の博物館 | 考古、日本史、民俗、古美術、保存科学 |
| 史跡の博物館    | 考古、日本史、保存科学        |
| 自然と川の博物館  | 動物、植物、地質、環境        |
| 近代美術館     | 近現代美術              |
| 文書館       | 日本史、歴史地理、文書管理      |

（2）受付期間は、毎年4月1日から4月末日までとする。

### 3 実習生の選考

実習生は、実習申し込みを受け付けた者の中から博物館等で選考する。

### 4 実習選考基準

次の各号のすべてに該当する者とする。

（1）大学が適当と認めた者

（2）埼玉県に本籍若しくは住所を有する者、又は埼玉県に所在する大学に在学する者

（3）大学において博物館概論の単位を修得した者

### 5 受入人員

年次受入人員は、原則として次のとおりとする。

|           |       |
|-----------|-------|
| 歴史と民俗の博物館 | 45人以内 |
| 史跡の博物館    | 15人以内 |
| 自然と川の博物館  | 30人以内 |
| 近代美術館     | 20人以内 |
| 文書館       | 10人以内 |

## 6 実習の期間及び日数

実習は、原則として毎年7月中に実施するものとし、その期日は博物館等の長がそれぞれ定めるものとする。実習の日数は原則として7日とする。

## 7 実習課程

実習課程は、博物館等の長がそれぞれ定めるものとする。この場合、学芸員の職務のすべての分野を実習体験できるように配慮する。

## 8 その他

- (1) 実習生受入に関する書類の様式は、各博物館等とも同一のものとし、別に定める。
- (2) 実習に要する資材は、実習生の負担とする。
- (3) この要領に定めるもののほか、実習の受入に必要な事項は博物館等の長が定める。

様式 1

大学名

学長又は学部長名



博物館実習推薦申込書

下記の者から博物館実習の申し出がありましたので、適当と認め必要書類を添えて申し込みます。

記

- 1 大学名・所在地
- 2 学部・学科名・学年
- 3 氏名・生年月日（年齢）
- 4 現住所
- 5 本籍地（都道府県）
- 6 その他

#### 各館確認事項

- 1 各館は、受益者負担の原則に基づき実習生を受け入れる。
- 2 各館は、実習生の受入決定通知書（様式2）において、あらかじめ必要経費の額を通知するものとする。
- 3 要領改正の通知及び次年度以降の要領発送は「歴史と民俗の博物館」が窓口となり、実習申し込み、実習生の選考は、要領通り各博物館で受け付ける。
- 4 各博物館は「実習生受入要領」を常時、ホームページに掲載し、周知に努めるものとする。